

## 東京都受動喫煙防止対策検討会設置要綱

### (設置)

第1 東京都の受動喫煙防止対策について、専門的見地から検討するため、「東京都受動喫煙防止対策検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2 検討会では、次の事項について検討する。

- (1) 東京都における受動喫煙防止対策の推進に関すること
- (2) その他必要な事項

### (構成)

第3 検討会は、学識経験者等、東京都福祉保健局長が委嘱する委員で構成する。

### (任期)

第4 委員の任期は任命の日から1年以内とする。

### (座長等)

第5 検討会に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、検討会を招集し、会務を総括する。
- 3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (意見聴取)

第6 検討会では、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第7 会議は公開する。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。

### (庶務)

第8 検討会の庶務は、東京都福祉保健局保健政策部健康推進課が行う。

### (その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年10月2日から施行する。